

平成26年第2回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成26年4月10日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成26年4月10日	14時00分	議長	末次利男	
	閉会	平成26年4月10日	14時25分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	7番	牟田 則雄	8番	川下 武則	11番	坂口 久信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 桑 原 達 彦 川 崎 義 秋 松 本 太 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長	藤 木 修 新 宮 善 一 郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年4月10日（木）議事日程

開 会（午後2時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
 - 町長提案 議案第33号～議案第36号
 - 町長の提案理由の説明
- 日程第5 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第36号 財産の取得について

午後2時 開会

○議長（末次利男君）

皆さんこんにちは。平成26年4月臨時会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中に御出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成26年第2回太良町議会（臨時会第1回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表どおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（末次利男君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として7番牟田君、8番川下君、11番坂口君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（末次利男君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（末次利男君）

日程第3. 諸般の報告について議長より報告いたします。

教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成25年度太良町教育委員会点検評価報告がなされております。お手元に報告書を配付しておりますので、これをもって報告といたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案の一括上程。町長提案の議案第33号から議案第36号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

平成26年第2回太良町議会臨時会第1回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員の出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第33号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額の12万円を14万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたものでございます。

次に、議案第34号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成25年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、地方交付税の額の確定や事業費の確定等に伴う歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、4ページをごらんください。

第2表の地方債補正につきましては、事業費の確定等に伴う起債額の変更を行っております。

す。

歳入について御説明をいたします。

7ページをごらんください。

地方交付税及び寄附金につきましては、額の確定による補正でございます。

8ページをごらんください。

基金繰入金及び町債の補正は、事業費の確定等によるものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

9ページをごらんください。

公共施設整備基金費の基金積立金6,221万6,000円は、今回の補正予算に係る剰余金を積み立てるものでございます。

ふるさと応援寄附金基金費の基金積立金32万9,000円は、町内と岐阜県にお住まいのお二人の方から寄附金をいただいたので、積み立てるものでございます。

今回の専決では、歳入歳出それぞれ6,254万5,000円を補正し、補正後の予算総額を57億1,389万6,000円といたしております。

次に、議案第35号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）は、基金利子の確定に伴う歳入歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

補正の内容は、基金利子3万7,000円の増額補正でございます。

次に、議案第36号は、財産の取得についてでございます。

本案は、職員の業務用パソコン118台の購入に係るものでございます。現在、職員が利用している業務用パソコンが耐用年数を経過し、かつ搭載される基本ソフト、ウィンドウズXPのメーカーサポートが終了したため、更新を行うものでございます。

平成26年4月2日に実施した指名競争入札の結果、1,687万2,840円で、佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7、株式会社佐賀電算センター、代表取締役宮地大治が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札の指名業者は3社で、応札業者は、株式会社佐賀電算センター、三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社長崎支店、以上2社の業者でございます。

納入期限につきましては、議決日の翌日から平成26年5月30日までといたしております。なお、予定価格は1,900万8,000円で設定をいたしております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第33号

○議長（末次利男君）

日程第5．議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

国民保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯にかかわる所得判定の基準を改定するという説明がございましたが、この説明をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

5割軽減につきましては、軽減の所得を、判定所得を計算する場合は、納税義務者、通常世帯主の方ですね、その方を除く被保険者の数に24万5,000円を掛けて33万円をプラスした金額が基準になっておりましたけれども、この納税義務者を除くという分が削除されて、納税者も含むようになります。24万5,000円、納税義務者の分がプラス、判定所得が増額されるというふうな形になってまいります。

2割軽減につきましては、被保険者1人当たり35万円が45万円に、10万円アップするような形になってまいります。ひとり世帯の場合は10万円、判定所得が上がると。2人世帯の場合は、20万円判定所得が上がってくるというふうなことになってまいります。今までよりも2割軽減、5割軽減の分につきましては、軽減世帯の拡充が図られてくるということになってまいります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

なかなか難しく納得ができないんですが、これで5割軽減及び今の判定基準に対して、町民の負担額がふえるということですかね。減るということですかね。今まで1人が、納税者も24万5,000円に対してと、また2割軽減の35万円が45万円の10万円で、それで保険税のほう軽減されるということですかね。そういうことですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

軽減判定基準がアップしますので、そのアップされた分、軽減世帯がふえてくるということになってまいります。被保険者様から見れば、ぎりぎり2割軽減にかからない世帯が2割軽減にかかってくると、今まで2割軽減だった人が5割軽減になってくるといったような形になって、国保税の負担としては低所得者の方につきましては拡充されて負担減というふうになってまいります。

以上です。（「余りようわかりませんでした」と呼ぶ者あり）

○8番（川下武則君）

そしたら、減るとはよかとぼってん、ほとんどの人が減って、消費税が3%アップしたのに伴っての処置ですか、これも。要は、年寄りさんを保護するためというか、そのために幾らかでもこうやってするという事で今回出てるんですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

昨年、社会保険制度の改革ということで国民会議がっておりますけれども、その中でその国保税の国民健康保険料の負担の割合について提言がなされております。その中で、この限度額につきましても相当の高所得者に対しても限度額までで抑えられているというふうなことで、低所得者に対しては負担増が大きいというふうなことで、そこら辺の負担の公平性を図るといったような内容の提言がなされ、厚労省のほうで検討して、今回の改正に至ったものと聞いております。

以上です。

○8番（川下武則君）

この文章を見れば、所得判定基準を改正するって、所得のですよ、そしたら幾らやったら幾ら違いますよという部分がちょっとわかりづらいといえますか、2万円ずつここには変わってとぼってんが、この2万円変わるとに、要は課税額が12万円を14万円にとかしてあっちゃなかですか。これが、所得の判定基準がですよ、幾らまでやったらこうやって、これに該当しますよといえますか、そういう部分がちょっとわかりづらいなと思ってですよ、お尋ねしております。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

2万円アップにつきましては、限度額がアップされるということになります。所得割、均等割、平等割でその世帯の状況によって国保税を算定をして、その結果、後期高齢者の分の支援金でいえば、計算の結果、16万円、17万円だった場合は、今まで14万円で打ち切りだったのが16万円に上がってくるというふうなことでございます。所得の判定基準の見直しということは、その低所得者の場合の計算をする場合に、その国保の世帯員の方の所得の合計額の中で幾らから幾らまでは5割軽減します、2割軽減しますという計算をするんですけども、その判定基準となる計算の、先ほど久保議員の質問のときにも答弁しましたけれども、5割軽減につきましては世帯主を除いた被保険者掛ける24万5,000円プラス33万円というふうな金額を計算をして、その金額とその世帯の所得、国保世帯の総所得と見比べて、その計算した金額以下だったら、その範囲内だったら5割に該当しますよとか、2割軽減になりますよとかといったような計算の方法になっております。ちょっと言葉では説明しづら

いんですけれども、事務所のほうに来ていただければ丁寧にお答えしたいと思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

最終的には町の負担な、ふえるのか、減るのか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

町としては負担増というふうに考えております。国保、保険者としては課税限度額が上がった分は収入の増になってくると、町民さんからいえば、太良町の場合は低所得者層が多いもので、負担減になるかと思えます。町の負担がふえるという部分につきましては、国保税を算定して、軽減額につきましては、県が4分の3、町が4分の1、国保のほうに繰り出しをしますのです、その額が4分の1、町一般会計からの繰り出し分が軽減が拡充された分は幾らか負担増になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

負担増になれば、また見直し等も考えればいかんとやなかかなという気はせんでもなかですけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保特会で考えれば、軽減がアップしますので、上限がアップしますので、国保特会だけで見れば収入は増になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第34号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第35号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第36号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これが、佐賀電算センターのほうが入札をされたということでございますが、2番目の三菱のインフォメーションテクノロジー、これは金額は幾らの入札だったんでしょうか、一応

それから教えていただければ。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

三菱電機インフォメーションのほうは、1,793万7,090円、これ税抜きの金額でございます。

（「もう一遍」と呼ぶ者あり）

1,793万7,090円。税抜きでですね。

○10番（久保繁幸君）

これで100万円ぐらい違った金額なんですけど、これは本体価格、今この入札額が落札額1,600としてありますが、8%になったら本体価格がなかなか計算しにくくて、1,687万2,840円、本体価格は幾ら、税は幾らになりますかね。ちょっと計算しよつとですけども。本体は、これ税込みの落札額でしょ。8%掛けて、どがんで、最近8%になったから、掛けるのわかりにくうしてですよ。5%のときはばって計算しよつたですけど。これで、税込みになっておりまして、この中で税金は幾らなんですか、それをお聞きしたいんですけども。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

消費税が124万9,840円でございます。

○10番（久保繁幸君）

仮に、仮に3月いっぱいの方に、入札、落札できとったら金額幾らぐらい違うんですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

5%の場合、78万1,150円でございますので、差額46万8,690円の差額でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第36号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで臨時議会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じたいと

思います。

これもちまして平成26年第2回太良町議会（臨時議会第1回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時25分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信